

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年流山市条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市墓地等の経営の許可等に関する条例 平成13年3月23日 条例第17号 改正 平成16年3月26日条例第12号 平成19年3月26日条例第13号 平成20年6月24日条例第32号 平成20年10月8日条例第42号 平成30年3月26日条例第16号 (墓地の環境基準等)	○流山市墓地等の経営の許可等に関する条例 平成13年3月23日 条例第17号 改正 平成16年3月26日条例第12号 平成19年3月26日条例第13号 平成20年6月24日条例第32号 平成20年10月8日条例第42号 平成30年3月26日条例第16号 (墓地の環境基準等)
第15条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 河川又は池沼から墓地までの距離は、20メートル以上であること。 ただし、河川又は池沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館、病院その他規則で定める施設並びにこれらの敷地をいう。以下同じ。）から墓地までの距離は、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては100メートル以上、その他の墓地にあっては50メートル以上であること。 <u>ただし、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては墓地までの距離が100メートル未満、その他の墓地にあっては当該距離が50メートル未満の範囲内に存する全ての住宅等の所有者及び当該住宅等の存する土地の所有者から同意書が提出された場合は、この限りでない。</u> (3) 高燥であり、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がない土地であること。 2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定を適用しない。	第15条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 河川又は池沼から墓地までの距離は、20メートル以上であること。 ただし、河川又は池沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館、病院その他規則で定める施設並びにこれらの敷地をいう。以下同じ。）から墓地までの距離は、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては100メートル以上、その他の墓地にあっては50メートル以上であること。 <u>(3) 高燥であり、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。</u> <u>(4) 前各号に掲げるもののほか、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がない土地であること。</u> 2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定を適用しない。

改正後	改正前
3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、河川又は池沼の改修等により同項第1号に規定する距離内に当該墓地が存することとなった場合及び当該墓地の経営者以外の者が同項第1号及び第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項の規定を適用しない。	3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、河川又は池沼の改修等により同項第1号に規定する距離内に当該墓地が存することとなった場合及び当該墓地の経営者以外の者が同項第1号及び第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項の規定を適用しない。